

《概要版》

船城地区まちづくり計画書

のどか
長閑で自然と調和した豊かなライフ
スタイルを目指したふなきの里



船城地区自治協議会

平成 29 年 3 月

計画策定の趣旨

船城地区は、ほぼ丹波市の中心に位置し、地区内には11の自治会がある。南北に山におおわれ、その裾野に民家が立ち並んでいます。地区の中央は湿地が多く、俗に船城田圃と呼ばれた時代もあったが、現在は、ほ場整備されており、生活構造は農業を中心とした米の生産が主力を成している。また、日本海にそそぐ由良川源流の黒井川が東西に流れている。その中心に船城小学校があり、小学校からは船城地区全域が見渡せる。

人々の交流といった観点からみると、東は春日町黒井、西は氷上町石生に接し、物流、交通両面の利便性も良いため不自由さはさほど実感せずにいる。

しかし、急激な少子高齢化が顕著に表れ「休耕田・放棄田」「空き家」「高齢者の一人住まい」等のどこにでもある問題が私たちの船城地区にも見られます。

このような中、船城地区住民がいつまでも楽しく過ごせる地域にするため、ふなきの里づくり委員会を設置しました。

地域住民のみなさんとともに考え、計画の具現化にむけて「ふなきの里づくり委員会」を中心に進めて行きたいと思います。

船城地区の将来像

～キャッチフレーズ～

のどか
「長閑で自然と調和した豊かな

ライフスタイルを目指した船城の里」

「船城地区の歴史探索街道」事業を通じ、地域の歴史・史跡・自然資源・伝統行事を見直し、この地域資源を地区の人たちに認識してもらう。また行事に参加することにより、後世代の子ども達に地域の歴史・史跡・自然資源・伝統行事を伝えることで、「故郷を思う心」が育つことを願う。

基本方針と基本方針に基づく実施事業

将来像の達成のための目標と活動

① コミュニティを生かした共生・協働のまちづくり

(情報)

広報誌を発行し各戸配付、情報の提供をして行きます

(自治)

各自治会の活動・各団体の活動の支援をして行きます

講座等の開設を行いまちづくり活動の人材育成を行います

② いつまでも健康で安心して暮らせる、

ふれあいと潤いのあるまちづくり

(福祉・健康)

福祉に対する住民の要望は多様化し、支援内容も多岐にわたるため、福祉健康については、行政等との連携・協力が必要になってきます

住み慣れたところで安心して生涯を過ごしたいと思っています
健康で幸せな暮らしを支えるために、地域に根ざした支援が必要になってきます

③ 人ひとりを大切にするまちづくり

(人権)

人権を考えることは自分の生き方をより豊かにすることに繋がります

他人の人権を守る取り組みは自己的人権を守り育てて行くことになります

④ 地域を支え賑わいと産業活力を高める

基盤整備を進めるまちづくり

(地域活力)

農作物のブランド化や特産品の開発・研究に参加して、若い人たちの感性と創造力を活用し、地域を活性させたいと思います

⑤ 自然と生活が調和し安全・安心なまちづくり

(環境整備・防火防犯・交通)

豊かな緑の山並みに囲まれ、四季の移ろいを感じられる美しい船城の里を自然環境・景観の保全と環境美化に努めることが大切です

安全・安心な暮らしを守るには、自主防災組織での訓練や、防犯パトロールの強化が大切となります

⑥ 自然環境と共生し、身近な歴史・文化を生かした観光・交流のまちづくり

(学校・子ども・青少年・スポーツ・歴史文化)

学校と地域住民との交流を深める活動が必要となります

この地域には、大切に後世に残すべき歴史遺産がたくさん存在します。これら歴史遺産を地域住民が学び、継承することが必要です、また地域内外にも発信して行く必要があります

⑦ ホームページの充実により、地域内外の人に情報を発信し、多くの人が、

訪ねてみたくなるような親しみのもてるまちづくり

(情報発信)

ホームページを充実し、船城地域を広く内外に発信し、知名度を上げることで、この地に興味を持ち人が集まる仕掛けが必要です。

「船城地区自治協議会」は住民自治組織 「自治会」は基礎的自治組織
・・・丹波市自治基本条例第 12・14 条で定義・・・

(住民自治組織)

- 第 12 条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織（以下「自治協議会」といいます。）を設置することができます。
- 2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。
- 3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他団体を構成員とします。
- 4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。
- 5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとします。
- 6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。
- 7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。
- 8 省略

(コミュニティのあり方)

- 第 14 条 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織（以下「コミュニティ」といいます。）として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとします。
- 2 コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとします。
- 3～5 省略

この計画は概ね 10 年後（平成 37 年）の船城の将来像を創造し、その実現に向け、様々な取り組みを行います。より良い町づくりに向け、随時見直しを行います。